

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第一二節 全日通の争議

一九五〇年における全日通労働組合の争議は、政治的色彩のない四月以降賃金要求の闘争と、政治的色彩の濃い新潟地区闘争の二つに集約出来るであろう。四月以降賃金要求は、次第に越年資金闘争と置きかえられ、闘争の日標をぼかしてしまっただが、新潟地区の闘争はその原因を、単なる会社対組合とはせず、あくまで、政治的に追求し、遂には政治闘争を欲しない本部組合の切崩工作により、組織問題にまで発展した。朝鮮事件の勃発、五・三〇事件によるデモ集会禁止、共産党幹部追放、アカハタ発行停止、警察予備隊の強化等と激しく変転した状況の中に、地潟地区の闘争は起った。「労働者の首は労働者の力で守らなくてはならなくなった。そこで我々はやむを得ず中央の幹部に反対しても闘える分会や職場からストライキに上ったのだ」(新潟地区闘争宣言)とする新潟地区と、あくまでも団体交渉、労働委員会の調停にたよらんとする本部とが正面から衝突し、その結果は新潟地区再建委員会の発足となってあらわれ、ここに組合の手によるレッド・パーチが行われたのであった。

一、賃金闘争 全日通労働組合では、一九五〇年四月一七日、第三回中央委員会の決定に基き次の四月賃金要求書を提出した。

要求書

戦後経済再建の中心として一〇万組合員は今日まで奮励努力して来たし、また明日以後の経済安定のために再建の闘いを推し進めんとしている。この間一〇万労働力の対価として支払われた賃金は混乱と激動の経済下に組合の要求によって数回に亘り改訂された。然も改訂は終始労使の対立下に短時間に幾多の矛盾を内包しながらも当面する小運送再建の急務を自覚して不満ながら労働力の用役に応じて来た。

即ち小運送労働は原始的超重労働であると共に特に企業内における労働力の比重は甚しく高度で六割乃至七割を労働力に依存するものであり且つその職種は複雑多岐に亘り一般産業に比し甚しい特殊性をもつものであるにも不拘これを一律的に反動政府及日経連等一連の無計画な低賃金政策によって一〇万労働者の生活実態を無視した形式的なベースによって拘束されているのである。

小運送労働と官公労働、更には生産労働とは明らかにその労働用役の環境が異りその条件が甚しく相違するのである。又一方今日われわれが支給を受けているベースもその形式と内容は順次会社の独善制方針と経済界の変化により一年前の協定時とは遥かに低い無理なものとなっており今日では到底これを容認出来ないものである。これをこのまま放置すれば小運送再建に重大なる支障を来すことは火を見るよりも明らかである。

われわれは以上指摘した矛盾を是正し明日よりの小運送再建の原動力たる一〇万組合員の生活を安定し一切の労働不安を除去して日通再建に邁進することを確認し一〇万組合員の総意を以てここに現在の生計実態を基礎とし小運送労働の特殊性を生かし生産力を勘案して左記内容の賃金を要求するから会社は誠意を以て組合の眞意を把握し四月一日より実施するよう手配されたい。

右回答は四月二四日文書を以てなされたい。

昭和二五年七月一七日

四月賃金要求内容

一、賃金体系

賃金	┌ 基準内賃金	┌ 本人給	┌ 本人基礎給	
		└ 年齢給		基本給
		└ 能力給	└──────────────────	
		└ 作業手当		
		└ 家族給		
		└ 地域給		
	└ 基準外賃金	┌ 役付手当		
		└ 超過労働手当		
		└ 各種手当		

二、賃金内容

A、事務員

(一)基本給

イ、本人基礎給、満一六才、四、三〇〇円

ロ、年令給

一七才より二一才まで

一年に付 一〇〇円 逡増

二二才より二六才まで

同 一五〇円 逡増

二七才より三一才まで

同 一〇〇円 逡増

三二才より三六才まで

同 五〇円 逡増

三七才以上逡増なし

ハ、能率給

一人平均二、〇〇〇円(最低三〇〇円、最高四、〇〇〇円)査定に当っては事務員能力査定基準表に基準する。

(二)附加給

イ、家族手当、扶養家族

一人目 九〇〇円(但し妻二〇〇円増)

二人目 六五〇円

三人目 九〇〇円

四人目 四〇〇円

五人目以上一人に付三〇〇円

ロ、地域給

一、勤務地手当、本給と家族手当の合算額を基礎額とし、号地別に左の率を乗じて得た額とする号地率は最高を三割とし以下五分刻み七区分とする。

区分特三〇%特一二五甲二〇甲一一五乙一〇乙一五丙〇

二、寒冷地手当

本給と家族手当の合算額を基礎とし寒冷地号表別に左の率を乗じて得た額を一冬期間の手当とする段階は六区分とし最高八割最低二割とする。但し北海道は各区分の半額とする。

区分特A八〇%、A六八、B五六、C四四、D三二、E二〇

三、石炭手当は北海道全道のみ一冬期間石炭三屯分(一五、〇〇〇)支給する。

B、作業員

(一)固定給者

イ、本人給、事務員に同じ

ロ、年令給、同

ハ、能力給、一人平均二、〇〇〇円、査定に当つては作業員能力給査定基準表を基準とする。

(二)家族手当、事務員に同じ

ホ、作業手当、一人平均一、〇〇〇円

(注)(1)本手当は作業員に対し適用する、但し具体的支給方法は一人一、〇〇〇円の総資金を枠とし職種別に対する支給額を決定する。

(2)本手当は三〇分の一をもって日割計算とし実働日数に対して支給するものであるが、労働協約、就業規則に定められた休日は出勤とみなす。

(3)以上本手当の職種別の支給割の具体的基準は別途協定する。

へ、勤務地手当、本給家族手当、作業手当の合算額を基礎額となし号表別に各地域率を乗じて得た額とする。

ト、寒冷地手当、石炭手当、事務員に同じ。

(二)半固定給者

半固定給者の給与の算出は固定給者と同様算出方法による金額を給与とし、固定部分と歩合部分の割合は店所の実情により分割することが出来る。但し寒冷地手当及役付手当は固定支給する。

(注)(1)本給与は基準内労働を対象とする。

(2)標準作業量を超過した場合の歩合給は各店所の実情により決定する。

(三)出来高給者

半固定給者に準じ、各店所において歩合給を決定する。

三、医師、薬剤師、看護婦の給与については一般従業員に準じて改善する。内容については別途定める。

四、右の支給時期は昭和二五年四月分給料より実施すること。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
